

取 扱 基 準

名 称	新潟市被災者転居費支援事業
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	令和6年能登半島地震による被災者の円滑かつ早期の住まい再建に資するため、発災時点で居住する住宅が被災したことにより、転居を余儀なくされたものに対し、転居に要した費用の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	利用件数 1,280 件／年間
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人であるため、情報の公開は行いません。
補助対象経費の内容	引越業者に支払った転居に係る経費。 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助額及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費の2分の1以内の額(上限15万円) ※補助額の1,000円未満の端数は切り捨て <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 令和6年能登半島地震による被災者の円滑かつ早期の住まい再建に資するため。
開始時期	令和 6年 3月21日
評価の時期	令和 7年 3月31日
終 期	令和 7年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 補助事業者が個人であるため、情報の公開は行いません。
	[媒体]
担当部署	建築部 住環境政策課 公共住宅計画・維持係 (電話) 025-226-2821 (e-mail) jukankyo@city.niigata.lg.jp